京都地方法務局嵯峨出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年三月一日	
京都地方法務局福知山支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年三月一日	
神戸地方法務局北出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年三月一日	
神戸地方法務局姫路支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年三月一日	
名古屋法務局熱田出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年三月一日	
名古屋法務局春日井支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年三月一日	

○法務省告示第六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社郡協鉄筋工業の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社郡協鉄筋工業	福島県郡山市大槻町字普門寺坦北八番地	鉄筋施工
白沢鉄筋工業株式会社	福島県本宮市糠沢字二斗内三百五十六番地	鉄筋施工
株式会社ｎｏｎａｋａ	埼玉県入間市久保稲荷二丁目十二番地三葛野ビル二Ｆ	鉄筋施工
矢島鉄筋工業株式会社	東京都墨田区立花五丁目十二番五号	鉄筋施工
南武建設株式会社	東京都江戸川区鹿骨五丁目六番七号	鉄筋施工
株式会社藤鋼業	東京都江戸川区篠崎町二丁目二百八十一番地	鉄筋施工
和田鉄筋工業株式会社	東京都調布市佐須町一丁目二番地八	鉄筋施工
株式会社コデラ	石川県白山市森島町う百三十八番地一	鉄筋施工
吉岡工業株式会社	大阪府大阪市西淀川区中島二丁目八番五十三号	鉄筋施工
株式会社城東鉄筋	大阪府枚方市津田西町二丁目一番五号	鉄筋施工

○財務省告示第五十三号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十五日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

宗教法人薬師寺（奈良県奈良市西ノ京町四五七番地）	国宝として指定されている宗教法人薬師寺の薬師寺東塔の保存修理の費用	平成二十五年二月十五日から平成二十六年二月十四日まで
宗教法人鹿島神宮（茨城県鹿嶋市大字宮中二三〇六番地一）	重要文化財として指定されている宗教法人鹿島神宮の建造物の保存修理の費用	平成二十五年二月十五日から平成二十六年二月十四日まで

○財務省告示第五十四号

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）第二条の規定に基づき、外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国（昭和二十七年八月大蔵省告示第千五百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十五日

財務大臣　麻生　太郎

第百七十六号の次に次の一号を加える。

百七十七　トルクメニスタン

○厚生労働省告示第二十一号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の四第三項第八号及び第六十四条の五第三項第八号の規定に基づき、昭和四十五年労働省告示第十八号（技能検定の受検資格を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年二月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

第三条第十三号中「であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるもの」及び「であつて補導期間及び補導時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるもの」を削り、同条第十四号中「であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるものを修了した者」を「を受けている者」に改め、「であつて補導期間及び補導時間の基準がそれぞれ一年及び千四百時間以上であるもの」を削り、同条中第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五　検定職種に関し、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号。以下「求職者支援法」という。）第四条第一項の規定により認定された職業訓練を修了した者

十六　検定職種に関し、求職者支援法第四条第一項の規定により認定された職業訓練を受けている者

○農林水産省告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県各務原市須衛町一丁目七二から七四まで・八〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）